

公的統計の整備に関する基本的な計画（案） — 抜粋 —

第 3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減

(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

事業所母集団データベースは、正確かつ効率的な統計の作成及び報告者の負担軽減を図ることを目的に、統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用や、法人その他の団体に対する照会等の方法により整備を進めている。

同データベースを所管する総務省では、平成25年1月からシステムの運用を開始し、平成21年経済センサス - 基礎調査など主要な経済統計調査の結果や行政記録情報（商業・法人登記情報、労働保険情報及びE D I N E T（注3）情報）を活用した企業及び事業所に対する照会結果等の情報について順次記録を行っている。また、平成25年度からは、事業所や企業を対象とした統計調査の母集団情報となる年次フレーム（注4）の作成及び提供を開始している。

一方、事業所母集団データベースについては、正確かつ効率的な統計の作成を推進するための母集団情報の提供、報告者の負担軽減を図るための重複是正など既存の機能に加え、同データベースの共通事業所コードを活用した異なる統計調査のデータを結合した統計の作成、既存統計の作成に当たっての補完情報の提供など、新たな機能の充実・発揮が求められていることから、今後とも一層のデータ蓄積や利活用の推進を図る必要がある。

このため、年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。

また、今後の母集団情報の整備に当たっては、諸外国の事例や報告者及び調査実施者双方の負担等も勘案して、新たな行政記録情報や民間情報の活用、企業及び事業所に対する照会業務の拡充等に重点を置いた取組を推進する。なお、これらの取組に当たっての人材育成や体制整備等にも努める。

さらに、データの有効活用の観点及び経済活動をよりの確かつ適時に把握する観点から、諸外国の事例を参考としつつ、事業所母集団データベースを活用した新たな統計の作成及び提供に向けた取組を推進する。

(注3) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（Electronic Disclosure for Investors' Network）

(注4) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備について取り組む。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。	総務省	平成26年度から順次実施する。

(注) 「第3 公的統計の整備に必要な事項」については、基幹統計に係る事項を含む公的統計全般に共通した事項である。